

第69回 税理士試験 事業税

●はじめに

今回の本試験は、理論については〔第一問〕(問1)で個人事業税の課税標準及び算定方法に係る問題、(問2)で法人事業税における付加価値割の課税標準及び算定方法に係る問題(小問2題、計30点)と〔第二問〕で法人事業税の応用・事例問題(25点)の大問2題の形式で出題された。

〔第一問〕(問1)は個人事業税の課税標準の算定方法について、網羅性を意識した解答が求められた出題であり、(問2)は法人事業税の学習において最重要項目である、付加価値割の課税標準の算定方法を問う出題であった。

また、〔第二問〕は法人事業税の事例問題形式の出題であり、各受験生が苦手としている解答形式であることや事業税の申告についての留意点をX社とY社を比較して記述する内容であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと考えられる。

〔第一問〕及び〔第二問〕ともTACの各講義や各答練等により、その内容を確認してきた問題である。したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば確実に得点を重ねられる問題であろう。

〔第一問〕は(問1)であれ(問2)であれ、解答用紙の枚数と配点を意識し、各受験生が理解している内容を的確に記述することが求められるであろう。また〔第二問〕は、理解している規定の内容を丁寧に記述するとその解答範囲が膨大になり、解答作成にかなりの時間が掛かる問題となっている。このため、〔第二問〕も解答用紙の枚数を意識し適宜まとめるなど、要領よく解答することが必要となる。

〔第一問〕及び〔第二問〕の理論問題全体として60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第三問〕の計算については、(問1)生命保険業行っている法人の税額算定問題と(問2)製造業及び販売業を行う法人の納付税額を算定する小問2題(計45点)の形式で出題された。

(問1)については、近年出題がされていなかった生命保険業に関する問題であり、①課税標準の算定と②分割基準を主な論点とする出題であったが「直前対策講義第2回/補助問題」や「合格情報/過去問題」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

(問2)については、オーソドックスな外形標準課税による税額算定問題であり、①各課税標準の算定及び②分割基準を主題とする問題であった。

TACの「全国公開模試」、「実力完成答練第1回」及び「直前予想答練」などの各答練やレギュラー・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多く、取り掛かり易く感じた受験生も多数いたと思われるが、問題量やその解答量の多さから、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないかと。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる問題であり、各受験生の基礎的な実力が問われる問題であった。

理論問題とのかね合いもあるが60分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

Z-69-J〔第一問〕解答

〔第一問〕-30点-

問1 個人事業税の課税標準及びその算定方法について説明しなさい。ただし、各種控除についての説明は要しない。
(予想配点-15点-)

1. 課税標準 ①

- (1) 個人事業税の課税標準は、その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。
- (2) 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、上記(1)の所得によるほか、その年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

2. 所得の算定方法 ③

その年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又はその年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれその個人のその年度の初日の属する年の前年中における事業又はその年の1月1日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税の課税標準である所得につき適用される不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する。

3. 所得税の計算の例によらない項目 7

(1) 不動産業者の土地譲渡益の分離課税に伴う調整

所得税では、所有期間が5年以下の土地等で事業所得の基因となるものの譲渡による所得については、他の所得と分離して重課するが、事業税では、その例によらず、分離される前の事業所得により課税標準を算定する。

(2) 社会保険診療等に係る所得の課税除外

所得税では、医療個人の社会保険診療等については所得計算の特例があるが、事業税では、医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩その他の医業に類する事業を行う個人が社会保険診療等につき支払を受けた金額は総収入金額に算入せず、また、それらに係る経費は必要な経費に算入しない。

(3) 青色事業専従者等

① 青色事業専従者

イ 青色事業専従者給与に関する届出書を提出している場合

事業を行う個人(所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。)と生計を一にする親族でもつばらその個人が行う事業に従事するもの(以下「青色事業専従者」という。)が、その事業から青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その給与の額をその個人の事業の所得の計算上必要な経費に算入する。

ただし、上記親族については、その年度の初日の属する年の前年の12月31日(年の中途においてその親族の死亡又はその事業の廃止があった場合には、その死亡又は廃止の時)において、年齢が15歳未満である者を除く。

ロ 青色事業専従者給与に関する届出書を未提出の場合

④ 内容

前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたこと、又は青色事業専従者を控除対象配偶者又は扶養親族としたことにより、青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなかった事業税の納税義務者に係る青色事業専従者が、その事業から給与の支払を受けた場合において、次の要件を満たすときも、上記(1)と同様とする。

⑤ 要件

その年分につき個人事業税の申告(その申告期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで申告している場合を含む。)をしていること(青色事業専従者等に関する事項についての申告がないことについて、やむを得ない事情があると道府県知事が認めるときを含む。)

② 白色事業専従者

事業を行う個人(所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者を除く。)と生計を一にする親族でもつばらその個人が行う事業に従事するもの(以下「事業専従者」という。)がある場合には、上記①ロ⑤の要件を満たす場合に限り、各事業専従者について、次の金額のうちいずれか低い金額をその個人の事業の所得の計算上必要な経費とみなす。

ただし、上記親族については、その年度の初日の属する年の前年の12月31日(年の中途においてその親族の死亡又はその事業の廃止があった場合には、その死亡又は廃止の時)において、年齢が15歳未満である者を除く。

イ 50万円(事業を行う個人の配偶者については86万円)

ロ $\frac{\text{その個人の事業の所得の金額(この規定を適用しないで計算した金額)}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

③ 青色事業専従者等の範囲

イ 原則

その年を通じて6月を超える期間その事業にもつばら従事する者をいう。

ロ 例外

青色事業専従者については、次のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができると認められる期間を通じて、その2分の1に相当する期間を超える期間その事業にもつばら従事すれば足りる。

④ その事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその事業が季節営業であることその他の理由により、その年中を通じて営まれなかったこと。

⑤ その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により、その年中を通じてその個人と生計を一にする親族としてその事業に従事することができなかったこと。

④ 青色事業専従者等に該当しない者

次の者は、事業に従事していても、その該当する期間は、その事業にもつばら従事する者に該当しない。

イ 学校の学生又は生徒である者

ロ 他に職業を有する者

ハ 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

(4) 外国税額の必要な経費算入の調整

所得税では、内国個人が外国で納付した所得税に相当する税額を必要な経費に算入するか、必要な経費に算入せず税額控除するかは個人の任意としているが、事業税では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、必要な経費に算入する。

(5) 青色申告特別控除の不適用

所得税では、青色申告個人につき一定の特別控除を認めているが、事業税では、その例によらない。

4. 損益の合算又は通算 1

個人の所得を計算する場合において、その個人が不動産所得を生ずべき事業と事業所得を生ずべき事業とをあわせて行っているときは、その不動産所得の計算上生じた所得又は損失とその事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。

5. 各種控除

問題の指示により説明不要とする。

6. 法施行地外に事務所等を有する内国個人の課税標準の算定方法 1

(1) 原則

その個人の事業の所得の総額から法施行地外の事業に帰属する所得を控除して得た額とする。

(2) 例外

法施行地外の事業に帰属する所得の計算が困難であるときは、次の算式により計算した金額をもって、その個人の法施行地外の事業に帰属する所得とみなす。

$$\frac{\text{所得の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

(3) 用語の意義

① 所得の総額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額を必要な経費に算入しないで計算した金額とする。

② 事務所等の従業者の数

イ 課税標準の算定期間の末日現在における事務所等の従業者の数による。

ロ 従業者とは、事務所等に使用される者で賃金を支払われるものをいう。

7. 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の課税標準の算定方法 1

(1) 区分計算ができない場合

鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の事業税の課税標準とすべき所得は、次の算式により計算した金額とする。

① 自社鉱のみ精錬している場合

$$\text{所得の総額} \times \frac{\text{生産品について} \quad (a) - \quad \text{鉱産税の課税標準} \quad (b)}{\text{収入すべき金額} \quad \text{である鉱物の価格}}$$

② 他の者から買入れた鉱物も精錬している場合

$$\text{所得の総額} \times \frac{(a) - \left[(b) + \begin{array}{c} \text{他の者から買入れた} \\ \text{鉱物の価格} \end{array} (c) \right]}{(a) - (c)}$$

(2) 区分計算ができる場合

区分することができる場合には、その個人の精錬事業に係る事業税の課税標準とすべき所得は、上記(1)にかかわらず、その区分して計算した所得とする。

この場合には、その区分計算の方法について、事務所等所在地の道府県知事（分割個人にあつては、主たる事務所等所在地の道府県知事）の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合にも、同様とする。

8. 課税標準の特例 1

個人事業税の課税標準は、事業の状況に応じ、所得によらないで、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とを併せ用いることができる。

9. その他

分割基準など。

【第一問】 -30点-

問2 付加価値割の課税標準及びその算定方法について説明しなさい。ただし、「外形標準課税における賃上げ及び投資の促進に係る税制（地方税法附則第9条第13項）」及び「法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置（平成28年改正法附則第5条の控除）」についての説明は要しない。 (予想配点-15点-)

1. 課税標準の区分 [2]

法人事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業以外の事業にあつては、次の事業税の区分に応じ、それぞれに定めるものによる。

- (1) 付加価値割……各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割……各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割……各事業年度の所得

2. 付加価値割の課税標準の算定方法

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。 [2]

(1) 報酬給与額 [2]

① 原則

各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。

イ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

ロ 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額

② 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人

$$\left[\begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

③ 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人

$$\left[\begin{array}{l} \text{上記①イ及び} \\ \text{ロの合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役} \\ \text{務の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100} \quad (\text{注})$$

(注) 派遣労働者に係る上記①イ及びロの合計額を限度とする。

(2) 純支払利子 [1]

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 利子には、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

(3) 純支払賃借料 [1]

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として支払う金額をいう。

(注3) 受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

(4) 単年度損益 [4]

① 内容

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

② 法人税の計算の例によらない項目

イ 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除

法人税では、青色欠損金又は災害損失金を各事業年度の損金の額に算入するが、単年度損益の計算では、その例によらない。

ロ 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、単年度損益の計算ではその例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

ハ 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

ニ 寄附金の損金算入限度額の調整

単年度損益の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

ホ 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

ヘ その他一定のもの

(5) 雇用安定控除 1

① 内容

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$(注) \text{雇用安定控除額} = \left[\frac{\text{その事業年度の報酬給与額}}{\text{報酬給与額}} \right] - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$$

② 特定内国法人の場合

上記①における収益配分額又は報酬給与額は、特定内国法人にあっては、その特定内国法人の事業の収益配分額又は報酬給与の総額から外国の事業に帰属する収益配分額又は報酬給与額を控除した金額による。

3. 特定内国法人の場合の課税標準の算定方法 1

(1) 原則

特定内国法人の事業の付加価値額の総額から法施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。

(2) 例外

法施行地外の事業に帰属する付加価値額の計算が困難であるときは、次の算式により計算した金額をもって、その特定内国法人の法施行地外の事業に帰属する付加価値額、とみなす。

$$\frac{\text{付加価値額の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

4. 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の課税標準の算定 1

(1) 区分計算ができない場合

鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人の事業税の課税標準とすべき付加価値額は、次の算式により計算した金額とする。

① 自社鉱物のみ精錬している場合

$$\text{付加価値額の総額} \times \frac{\text{生産品について収入すべき金額 (a)} - \text{鉱産税の課税標準である鉱物の価格 (b)}}{(a)}$$

② 他の者から買い入れた鉱物も精錬している場合

$$\text{付加価値額の総額} \times \frac{(a) - \left[(b) + \text{他の者から買い入れた鉱物の価格 (c)} \right]}{(a) - (c)}$$

(2) 区分計算ができる場合

区分することができる場合には、その法人の精錬事業に係る事業税の課税標準とすべき付加価値額は、上記

(1)にかかわらず、その区分して計算した付加価値額及び所得とする。

この場合には、その区分計算の方法について、事務所等所在地の道府県知事(分割法人にあっては、主たる事務所等所在地の道府県知事)の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合も同様とする。

5. その他

分割基準など。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕問1)として「実力完成答練第1回」及び「実力完成答練第4回」で出題した個人事業税の課税標準の算定方法について説明する問題が出題され、(問2)として「実力完成答練第3回」で出題した法人事業税における付加価値割の課税標準の算定方法について説明する問題が出題された。

(問1)であれば、(問2)であれ最重要論点のひとつであり、基礎的な論点については正確な解答が求められるであろう。両問題とも個別理論としては、解答量の多い内容であったため、細かい部分まで記述することができなかった受験生もいると考えられるが、(問1)であれば①所得の算定方法や②所得税の計算の例によらない項目について、(問2)であれば、①報酬給与額や②単年度損益については確実な解答が求められるであろう。

小問2題については、他の問題や時間との兼ね合いもあり必ずしも完璧な解答作成はできなかったと思われる。法令及び理論マスターをベースとし、基礎的な論点について確実に得点する解答がのぞまれるであろう。

〔第一問〕全体として、合格ラインは25点程度と予想される。

▶解答への道◀

〔第一問〕について

問1 個人事業税の課税標準の算定方法

- (1) 近年では、個別理論としては平成15年度(第53回)、応用理論論の基礎フレームとなる内容として平成24年度(第62回)、平成27年度(第65回)及び平成29年度(第67回)に出題された個人事業税における課税標準の算定方法について問われた問題である。
- (2) 個人事業税の課税標準は、総収入金額から必要な経費を控除した金額であり、法令で特別の定めをする場合を除いて、所得税の課税標準である所得につき適用される不動産所得及び事業所得の計算の例により算定する。
- (3) したがって、事業税の論点としては、特別の定めである①青色事業専従者等や②青色申告特別控除などのいわゆる「所得税の計算の例によらない項目」が重要と考えられる。

問2 法人事業税における付加価値割の課税標準の算定方法

- (1) 近年では、平成20年度(第58回)及び平成22年度(第60回)には個別的理論問題として、平成25年度(第63回)、平成26年度(第64回)及び平成28年度(第66回)には応用理論問題のフレームとなる内容として出題された付加価値割の課税標準の算定方法について問われた問題である。
- (2) 付加価値割の課税標準は「各事業年度の付加価値額」であるが、その計算方法が「収益配分額±単年度損益」であることを確実に記述することがポイントとなる。
- (3) また、収益配分額を構成する①報酬給与額②純支払利子及び③純支払賃借料の内容について、いかに正確に記述できたかがポイントになるのではないかと。

Z-69-J [第二問] 解答

〔第二問〕 -25点-

甲氏は、日用品の製造を行っているX株式会社（以下「X社」という。）から、X社の子会社で、ソーラーパネルを設置し、電気の販売事業を行っているY株式会社（以下「Y社」という。）の経理担当者として出向した。乙税理士は甲氏に、「第5期事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度）分の事業税の申告についてどのような点を留意したらよいか。X社とY社を比較して、ご教示いただきたい。」という質問を受けたが、どのように答えたらよいか。

なお、X社とY社の概要は次の【資料】のとおりである。

【資料】

(X社)

- ・事業：製造業
- ・資本金：10億円
- ・事務所又は事業所の所在地
 - A県a市 a本店
 - B県b市 b工場
 - C県c町 c工場

(Y社)

- ・事業：電気供給業（電気供給業以外にサービス業を行っている。）
- ・資本金：1億円
- ・事務所又は事業所の所在地
 - D県d市 d本店
 - E県e市 e支店
- ・ソーラーパネルの所在地
 - F県f村 f発電所（従業員は常駐していない。）

1. 概要

(1) X社は製造業を行っているが申告にあたって、次の内容に留意する必要がある。

① 課税方式

電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業以外の事業を行う法人（公益法人等、特別法人及び人格のない社団等その他一定の法人を除く。）であり、又事業年度終了の日における資本金の額が1億円を超えることから外形標準課税方式が適用される。

② 分割基準

製造業の分割基準は従業者の数による。

③ X社はA県、B県及びC県に申告納付しなければならない。

(2) Y社は、電気供給業及びサービス業を行っているが次の内容に留意しなければならない。

① 課税方式

原則として、収入金額課税される電気供給業と事業年度終了の日における資本金額が1億円以下のため所得割のみが課税されるサービス業について課税標準を区分して、それぞれ収入割及び所得割を計算することとなるが、例外的な取扱いとして両部門のうち主たる事業による課税方式のみで課税される場合があることにも留意しなければならない。

② 分割基準

上記①の課税方式の如何に関わらず、適用される分割基準は主たる事業の分割基準となり、当該分割基準により課税標準の総額があん分される。

③ F県f村におけるf発電所は物的配置はあるが人的配置がないため、事務所又は事業所に該当せずF県に対しては申告義務は生じない。したがって、Y社はD県及びE県に申告納付しなければならない。

2. X社の場合

(1) 課税標準 7

① 概要

事業税の物税としての性格を明確にし、道府県税の税収の安定化等を図るため、一定の法人については、所得に対する単一課税によらず、外形標準課税により法人事業税を課することとしている。

② 外形対象法人

外形標準課税の対象となる法人（以下「外形対象法人」という。）とは、電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業以外の事業を行う法人（公益法人等、特別法人及び人格のない社団等その他一定の法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるものをいう。

③ 課税区分

外形対象法人に対しては、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、法人事業税を課する。

④ 課税標準の区分

法人事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業以外の事業にあつては、次の事業税の区分に応じ、それぞれに定めるものによる。

- イ 付加価値割……各事業年度の付加価値額
- ロ 資本割……各事業年度の資本金等の額
- ハ 所得割……各事業年度の所得

⑤ 付加価値割の課税標準の算定方法

各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

イ 報酬給与額

① 原則

各事業年度の報酬給与額は、次の金額（法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額に算入されるものに限る。）の合計額による。

- a 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額
- b 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金の掛金等の合計額

② 労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人

$$\left[\begin{array}{l} \text{上記① a 及び} \\ \text{b の合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の役務の提供の対価として} \\ \text{その労働者派遣をした者に支払う金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100}$$

③ ハ 労働者派遣契約に基づき労働者派遣をした法人

$$\left[\begin{array}{l} \text{上記① a 及び} \\ \text{b の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{労働者派遣の対価としてその労働者派遣の役} \\ \text{務の提供を受けた者から支払を受ける金額} \end{array} \right] \times \frac{75}{100} \quad (\text{注})$$

(注) 派遣労働者に係る上記① a 及び b の合計額を限度とする。

ロ 純支払利子

各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 利子には、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。

ハ 純支払賃借料

各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の合計額からその合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額による。

(注1) 法人税の所得の計算上政令で定める一定のものを除き、損金の額又は益金の額に算入されるものに限る。

(注2) 支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋の賃借権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が1月以上であるもの（以下「賃借権等」という。）の対価として支払う金額をいう。

(注3) 受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額をいう。

ニ 単年度損益

④ 内容

各事業年度の単年度損益は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

⑤ 法人税の計算の例によらない項目

a 青色欠損金及び災害損失金の繰越控除

法人税では、青色欠損金又は災害損失金を各事業年度の損金の額に算入するが、単年度損益の計算では、その例によらない。

b 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、単年度損益の計算ではその例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

c 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、すべて損金の額に算入しない。

d 寄附金の損金算入限度額の調整

単年度損益の計算では、法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

e 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、単年度損益の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

f その他一定のもの

ホ 雇用安定控除

その事業年度の収益配分額のうちにその事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定は、その事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$(注) 雇用安定控除額 = \left[\frac{\text{その事業年度の報酬給与額}}{\text{報酬給与額}} \right] - \text{その事業年度の収益配分額} \times \frac{70}{100}$$

⑥ 資本割の課税標準の算定方法

イ 原則

① 各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法に規定する資本金等の額とその事業年度前の各事業年度(以下「過去事業年度」という。)のaの金額の合計額から過去事業年度のb及びcの合計額を控除した金額に、その事業年度中のaの金額を加算し、これからその事業年度中のcの金額を減算した金額との合計額とする。

ただし、清算中の法人については、一定の場合を除き、その金額は、ないものとみなす。

a 平成22年4月1日以後に、会社法の規定により一定の剰余金を資本金とし又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

b 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少(金銭その他の資産を交付したものを除く。)による資本の欠損の填補に充てた金額及び会社法整備法の規定による旧商法に規定する資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額

c 平成18年5月1日以後に、会社法に規定する一定の剰余金を総務省令で定める損失の填補に充てた金額

② 資本金の額及び資本準備金の額の合算額に満たない場合

上記①により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本割の課税標準である各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。

ロ 持株会社の場合

持株会社(その会社が発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有する特定子会社の株式等の帳簿価額が、その会社の総資産の帳簿価額に占める割合が100分の50を超える内国法人をいう。)の資本割の課税標準の算定は、次の算式による。

$$\text{資本金等の額} - \text{資本金等の額} \times \frac{\text{その事業年度及び前事業年度終了の時における特定子会社の株式等の帳簿価額}}{\text{その事業年度及び前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表の総資産の帳簿価額}}$$

⑦ 所得割の課税標準の算定方法

イ 各事業年度の所得の算定方法

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

ロ 法人税の計算の例によらない項目

㊦ 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、その例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

㊧ 繰越欠損金の損金算入の特例

法人税では、一定要件のもとその事業年度に生じた欠損金について繰戻し還付を受けるか、繰越控除をするかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて繰越控除をする。

㊨ 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて損金の額に算入しない。

㊩ 寄附金の損金算入限度額の調整

寄附金は反対給付のない支出であるため、法人税では一定の損金算入限度額の計算が必要となるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、計算の複雑化を防止するため法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

㊪ 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

(2) 分割基準 3

① 内容

事務所又は事業所（以下この(2)において「事業所等」という。）の従業者の数

② 従業者の数

イ 原則

事業年度終了の日現在の数値による。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、その数値にその数値（奇数の場合には、その数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値による。

ロ 例外

次の事業所等については、それぞれの数を分割基準とする従業者の数とみなす。

㊦ 事業年度の中途に新設された事業所等

事業年度終了の日
現在の従業者の数 $\times \frac{\text{新設された日からその事業年度終了の日までの月数}}{\text{その事業年度の月数}}$

㊧ 事業年度の中途に廃止された事業所等

廃止の日の属する月の直前の
月の末日現在の従業者の数 $\times \frac{\text{その事業所等が所在していた月数}}{\text{その事業年度の月数}}$

㊨ その事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数のうち、最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等

その事業年度に属する各月の末日
現在の従業者の数を合計した数 $\div \text{その事業年度の月数}$

ハ 従業者の意義

従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

(3) 税率 **2**

① 軽減税率不適用法人の意義

3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものをいう。

② 標準税率(軽減税率不適用法人)

イ 付加価値額……………100分の1.2

ロ 資本金等の額……………100分の0.5

ハ 所得……………100分の0.7

③ 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、上記2.(3)②の標準税率に1.2(外形対象法人の所得割については2.0)を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

(4) 申告納付 **1**

① 内容

事業を行う法人(清算中の法人を除く。)は、各事業年度の所得割(外形対象法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割を各事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県に申告納付しなければならない。

この場合において、中間申告納付を要する法人の納付すべき事業税額は、その法人が確定申告書に記載した事業税額から中間申告書に記載した事業税額又はみなす中間申告により納付すべき事業税額を控除した事業税額とする。

X社は、A県、B県及びC県に申告納付しなければならない。

② 分割法人の場合

2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(以下「分割法人」という。)が申告納付する場合には、その事業に係る課税標準額の総額(軽減税率適用法人の場合には、所得の総額を年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分した金額)を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付しなければならない。

③ 添付書類

イ X社は外形対象法人であるため確定申告書には、次の書類を添付しなければならない。

① その事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書

② 貸借対照表

③ 損益計算書

④ その他一定の書類

ロ 分割法人の確定申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

3. Y社の場合

(1) 課税標準 **6**

① 概要

イ 原則

所得等課税事業と収入金額課税事業を併せて行っている場合には、原則として各事業毎に課税標準額及び事業税額を算定し、その税額の合算額によるべきものとされている。

ロ 例外

従たる事業が主たる事業に比して軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われている場合には、主たる事業の課税方式によって課税して差し支えないこととされている。

② 電気供給業の課税標準

イ 課税標準の区分

法人事業税の課税標準は、電気供給業にあつては、各事業年度の収入金額による。

ロ 各事業年度の収入金額の算定方法

① 内容

各事業年度の収入金額は、電気供給業にあつては、その各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額からその各事業年度における②の収入金額を控除した金額による。

㊦ 収入金額から控除するもの

- a 国又は地方団体から受けるべき補助金
- b 固定資産の売却による収入金額
- c 保険金
- d 有価証券の売却による収入金額
- e 不用品の売却による収入金額
- f 受取利息及び受取配当金
- g 工事負担金

電気供給業を行う法人が、その事業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額

h 他の収入金額課税法人からの融通電気

電気供給業を行う法人が、収入金額課税される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、その供給を受けた電気に係る収入金額のうち、当該他の法人から供給を受けた電気の料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額

- i 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る一定の賦課金
- j 損害賠償金
- k 投資信託に係る収益分配金
- l 社宅貸付料等

㊧ 電気供給業における託送供給の料金

電気供給業を行う法人が、収入金額課税される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の、その供給に係る収入金額のうち、託送供給の料金としてその法人が支払うべき金額に相当する収入金額は、当分の間、上記㊦に追加する。

㊨ その他一定のもの

③ サービス業の課税標準

上記2.(1)⑦(X社の所得割の課税標準の算定方法)と基本的に同様である。

(2) 分割基準 3

① 分割基準を異にする事業をあわせて行う場合

原則として、その分割法人の事業の課税標準額の総額については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準により課税標準の総額をあん分する。

② 電気供給業の分割基準(発電事業)

イ ロ以外の場合

その4分の3に相当する額は事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額、その4分の1に相当する額は事務所又は事業所の固定資産の価額

ロ 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合

事務所又は事業所の固定資産の価額

③ サービス業の分割基準(その他の事業)

その2分の1に相当する額は事務所又は事業所の数、その2分の1に相当する額は事務所又は事業所の従業者の数による。

④ 固定資産の価額

イ 事業年度終了の日現在の数値による。

ロ 固定資産の価額とは、その事業年度終了の日に貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額とする。

⑤ 事務所又は事業所の数

事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値による。ただし、その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日現在の数値による。

④ 従業者の数

上記2.(2)②(X社の分割基準における従業者の数)と基本的に同様である。

(3) 税率 2

- ① 電気供給業……収入金額の100分の0.9
- ② サービス業

F県f村におけるf発電所は、物的配置はあるが人的配置がないため事務所又は事業所には該当しない。
したがって、上記2(3)①(軽減税率不適用法人の意義)から、Y社は軽減税率適用法人に該当する。

所得のうち年400万円以下の金額…………… 100分の3.4

所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 …… 100分の5.1

所得のうち年800万円を超える金額…………… 100分の6.7

(4) 申告納付 1

① 内容

基本的に上記2.(4)①(X社の申告納付の内容)と同様である。

なお、F県f村におけるf発電所は事務所又は事業所には該当せず申告義務は生じないため、Y社はD県及びE県に申告納付しなければならない。

② 分割法人の場合

基本的に上記2.(4)②(X社の申告納付の分割法人の場合)と同様である。

③ 添付書類

イ 外形対象法人を除く所得等課税法人(サービス業)

その事業年度の所得に関する計算書

ロ 収入金額課税法人(電気供給業)

① その事業年度の収入金額に関する計算書

② 貸借対照表

③ 損益計算書

④ その他一定の書類

④ 分割法人の確定申告書には、課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は、平成16年4月1日以降開始する事業年度より導入された外形標準課税方式が適用されるX社及び収入金額課税方式が適用される電気供給業を中心として行うY社について、両社の申告にあたっての留意点が問われた問題であった。

2社の取扱いについて比較をしながら解答する問題は、近年では平成15年度(第53回)及び平成16年度(第54回)で出題されている。

各受験生が必ずしも得意としている解答形式ではないため、細かい部分まで記述することはできなかつたと思われるが、X社とY社の①課税標準②分割基準③税率④申告納付について、概説を前提に各論点を網羅した解答が必要となると考えられる。

〔第二問〕全体として、合格ラインは12点から18点と予想される。

▶解答への道◀

〔第二問〕について

- 1 X社とY社の申告にあたっての留意点について問われた問題であるが、各受験生がおさえている法令の規定を丁寧に記述すると膨大な解答量となることが想定される。
- 2 模範解答は、法令の規定をより丁寧に記述した形式を採っているが、実際の解答にあたってはある意味「概要」レベルの内容で答案作成することがより実戦的となると考えられる。
- 3 X社とY社の申告にあたっての留意点となっているが、【資料】の内容などから、実際の答案作成では「申告納付」に関する論点だけでなく、次の項目について解答することが求められるであろう。
 - (1) 課税方式(課税標準)
 - (2) 分割基準
 - (3) 税率
 - (4) 申告納付
- 4 「事業税の申告についてどのような点を留意したらよいか。X社とY社に比較して～」となっているため、上記3の(1)から(4)の論点について、各論点についてはタイトルやサブタイトルなどを駆使し、網羅性を意識した答案作成がいわゆる「合格答案」になるであろう。
- 5 実際の採点にあたってどのような解答が用意されているか不明であるため、今回の解答速報による形式ではなくても、問われている論点についてある程度記述することができれば、まずは十分であると考えられる。

Z-69-J [第三問] 解答

-45点-

問1

○計算過程 -予想配点15点-

課税標準額の算定及び税額の算定

1 課税標準額の算定

(1) 収入金額の算定

① 個人保険 $(5,579,654,000円 - 778,546,000円) \times \frac{24}{100} = 1,152,265,920円$ [1]

② 貯蓄保険 $(324,665,000円 - 45,220,000円) \times \frac{7}{100} = 19,561,150円$ [1]

③ 団体保険 $(299,854,000円 - 11,590,000円 - 3,456,000円) \times \frac{16}{100} = 45,569,280円$ [1]

④ 団体年金保険 $(389,554,000円 - 69,845,000円) \times \frac{5}{100} = 15,985,450円$ [1]

(2) 課税標準額の総額 (千円未満切捨)

①+②+③+④ = 1,233,381,800円 → 1,233,381,000円

(3) 総額の区分 (それぞれ千円未満切捨)

① 事務所又は事業所の数

$1,233,381,000円 \times \frac{1}{2} = 616,690,500円 \rightarrow 616,690,000円$

② 従業者の数

上記①と同じ

2 分割基準

(1) 事務所又は事務所の数

A県	a 本社	$1 \times 12 = 12$	
	b 支店	$1 \times 10 = 10$	[1] 22
B県	c 支店	$1 \times 5 = 5$	[1] 5
C県	d 支店	$1 \times 12 = 12$	
	e 支店	$1 \times 7 = 7$	[1] 19
			計 46

(2) 従業者の数

A県	a 本社	59人	
	b 支店	$(32人 - 2人) \times \frac{10}{12} = 25人$	[1]
B県	c 支店	$28人 \times \frac{5}{12} = 11.6人 \rightarrow 12人$	[1]
C県	d 支店	$20人 - 2人 = 18人$	[1]
	e 支店	$25人 \times \frac{8}{12} = 16.6人 \rightarrow 17人$	[1]
A県		$59人 + 25人 = 84人$	
B県		12人	
C県		$18人 + 17人 = 35人$	
			計 131人

3 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

(1) 事務所又は事業所の数

① A県 $616,690,000円 \times \frac{22}{46} = 294,938,695円 \rightarrow 294,938,000円$
 ② B県 $616,690,000円 \times \frac{5}{46} = 67,031,521円 \rightarrow 67,031,000円$
 ③ C県 $616,690,000円 \times \frac{19}{46} = 254,719,782円 \rightarrow 254,719,000円$

(2) 従業者の数

① A県 $616,690,000円 \times \frac{84人}{131人} = 395,434,809円 \rightarrow 395,434,000円$
 ② B県 $616,690,000円 \times \frac{12人}{131人} = 56,490,687円 \rightarrow 56,490,000円$
 ③ C県 $616,690,000円 \times \frac{35人}{131人} = 164,764,503円 \rightarrow 164,764,000円$

(3) 分割課税標準額

A県 (1)① + (2)① = 690,372,000円
 B県 (1)② + (2)② = 123,521,000円
 C県 (1)③ + (2)③ = 419,483,000円

4 事業税額の算定（それぞれ百円未満切捨）

A県 $690,372,000円 \times \frac{0.9}{100} \times 1.05 = 6,524,015円 \rightarrow 6,524,000円$
 B県 $123,521,000円 \times \frac{0.9}{100} \times 1.2 = 1,334,026円 \rightarrow 1,334,000円$
 C県 $419,483,000円 \times \frac{0.9}{100} = 3,775,347円 \rightarrow 3,775,300円$

○各県に納付すべき事業税額

A 県	6,524,000円	1
B 県	1,334,000円	1
C 県	3,775,300円	1

問2

○計算過程 ー予想配点30点ー

課税標準額の算定及び税額の算定

1 判定

- (1) Y社は収入割が課される事業を行っていない。
 (2) Y社の事業年度末日現在の資本金の額は1億円を超えている。
 ∴ Y社は外形標準課税の対象となる法人に該当する。

2 課税標準額の算定

(1) 所得の総額

① 法人税法別表四合計欄の額	412,000,000円	□	
② 加算			
損金の額に算入した所得税額等(注1)	160,000円	□	
	仮計 412,160,000円		
③ 繰越欠損金			
	(注2) 206,080,000円	□	
	所得の総額 206,080,000円		

(注1) 350,000円 - 190,000円 = 160,000円

(注2) イ 欠損金控除前所得 412,160,000円 × $\frac{50}{100}$ = 206,080,000円

 ロ 控除未済欠損金額 340,700,000円

 ハ イ < ロ ∴ 206,080,000円

④ 軽減税率適用法人の判定 □

Y社は、資本金が1,000万円以上であるが、事業年度末日において課税事業を行う事務所又は事業所は、L県及びM県の2県であることから、軽減税率適用法人に該当する。

イ 年400万円以上の金額	4,000,000円
ロ 年400万円超、年800万円以下の金額	4,000,000円
ハ 年800万円超の金額	206,080,000円 - (4,000,000円 + 4,000,000円) = 198,080,000円

(2) 付加価値額

① 収益配分額

イ 報酬給与額	損金不算入役員給与	
(イ) 給与等	304,000,000円 - 24,000,000円 + 2,800,000円 + 297,100,000円	
	+ 102,100,000円 + 8,400,000円	= 690,400,000円 □
(ロ) 企業年金掛金	8,920,000円 + 80,000円 + 8,900,000円 + 3,200,000円 + 250,000円 =	21,350,000円
(ハ) 支払派遣料	30,000,000円 × 75% =	22,500,000円 □
(ニ) 合計	734,250,000円	

ロ 純支払利子

(イ) 支払利子	8,500,000円
(ロ) 受取利子	1,100,000円 + 290,000円 + 700,000円 = 2,090,000円
(ハ) (イ) - (ロ) =	6,410,000円 □

ハ 純支払賃借料

(イ) 支払賃借料	1,020,000円 + 35,290,000円 + 22,920,000円 + 3,350,000円 = 62,580,000円
(ロ) 受取賃借料	12,450,000円
(ハ) (イ) - (ロ) =	50,130,000円

ニ 合計 790,790,000円 □

② 単年度損益 412,160,000円

③ 雇用安定控除

イ 判定 $\frac{\text{①イ(=)}}{\text{①ニ}} \cong 92.8\% \rightarrow 93\% > \frac{70}{100} \therefore$ 雇用安定控除適用あり 2

ロ 控除額

$\text{①イ(=)} - \text{①ニ} \times 70\% = 180,697,000\text{円}$

④ 付加価値額 (千円未満切捨)

$\text{①ニ} + \text{②} - \text{③ロ} = 1,022,253,000\text{円}$

(3) 資本金等の額

① 期末資本金等の額 314,000,000円

② 資本金の額及び資本準備金の合算額 $250,000,000\text{円} + 60,000,000\text{円} = 310,000,000\text{円}$

③ $\text{①} \geq \text{②} \therefore 314,000,000\text{円}$ 2

3 分割基準

L県 本社 55人

営業所 $12\text{人} \times \frac{1}{12} = 1\text{人}$ 2

M県 工場 $78\text{人} + 78\text{人} \times \frac{1}{2} = 117\text{人}$ 2

∴ 期末において資本金の額が1億円以上の製造業行う法人の工場のため5割増しする。

営業所 23人

N県 営業所 $10\text{人} \times \frac{4}{12} = 3.3\text{人} \rightarrow 4\text{人}$ 2

L県 55人 + 1人 = 56人

M県 117人 + 23人 = 140人

N県 $\frac{4\text{人}}{\text{計 } 200\text{人}}$

4 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

(1) 所得

① 年400万円以下の金額

L県 $4,000,000\text{円} \times \frac{56\text{人}}{200\text{人}} = 1,120,000\text{円}$

M県 $4,000,000\text{円} \times \frac{140\text{人}}{200\text{人}} = 2,800,000\text{円}$

N県 $4,000,000\text{円} \times \frac{4\text{人}}{200\text{人}} = 80,000\text{円}$

② 年400万円超、年800万円以下の金額

上記①と同じ

③ 年800万円超の金額

L県 $198,080,000\text{円} \times \frac{56\text{人}}{200\text{人}} = 55,462,400\text{円} \rightarrow 55,462,000\text{円}$

M県 $198,080,000\text{円} \times \frac{140\text{人}}{200\text{人}} = 138,656,000\text{円}$

N県 $198,080,000\text{円} \times \frac{4\text{人}}{200\text{人}} = 3,961,600\text{円} \rightarrow 3,961,000\text{円}$

(2) 付加価値額

L県 $1,022,253,000\text{円} \times \frac{56\text{人}}{200\text{人}} = 286,230,840\text{円} \rightarrow 286,230,000\text{円}$

M県 $1,022,253,000\text{円} \times \frac{140\text{人}}{200\text{人}} = 715,577,100\text{円} \rightarrow 715,577,000\text{円}$

N県 $1,022,253,000\text{円} \times \frac{4\text{人}}{200\text{人}} = 20,445,060\text{円} \rightarrow 20,445,000\text{円}$

(3) 資本金等の額

$$\begin{aligned} \text{L 県} & 314,000,000\text{円} \times \frac{56\text{人}}{200\text{人}} = 87,920,000\text{円} \\ \text{M 県} & 314,000,000\text{円} \times \frac{140\text{人}}{200\text{人}} = 219,800,000\text{円} \\ \text{N 県} & 314,000,000\text{円} \times \frac{4\text{人}}{200\text{人}} = 6,280,000\text{円} \end{aligned}$$

5 事業税額の算定 (それぞれ百円未満切捨)

(1) L 県

$$\begin{aligned} \text{所得割} & 1,120,000\text{円} \times \frac{0.3}{100} = 3,360\text{円} \rightarrow 3,300\text{円} \\ & 1,120,000\text{円} \times \frac{0.5}{100} = 5,600\text{円} \\ & 55,462,000\text{円} \times \frac{0.7}{100} = 388,234\text{円} \rightarrow 388,200\text{円} \quad \text{所得割計} \quad 397,100\text{円} \\ \text{付加価値割} & 286,230,000\text{円} \times \frac{1.2}{100} = 3,434,760\text{円} \rightarrow 3,434,700\text{円} \\ \text{資本割} & 87,920,000\text{円} \times \frac{0.5}{100} = 439,600\text{円} \\ & \text{合計} \quad 4,271,400\text{円} \end{aligned}$$

(2) M 県

$$\begin{aligned} \text{所得割} & 2,800,000\text{円} \times \frac{0.3}{100} = 8,400\text{円} \\ & 2,800,000\text{円} \times \frac{0.5}{100} = 14,000\text{円} \\ & 138,656,000\text{円} \times \frac{0.7}{100} = 970,592\text{円} \rightarrow 970,500\text{円} \quad \text{所得割計} \quad 992,900\text{円} \\ \text{付加価値割} & 715,577,000\text{円} \times \frac{1.2}{100} = 8,586,924\text{円} \rightarrow 8,586,900\text{円} \\ \text{資本割} & 219,800,000\text{円} \times \frac{0.5}{100} = 1,099,000\text{円} \\ & \text{合計} \quad 10,678,800\text{円} \end{aligned}$$

(3) N 県

$$\begin{aligned} \text{所得割} & 80,000\text{円} \times \frac{0.3}{100} = 240\text{円} \rightarrow 200\text{円} \\ & 80,000\text{円} \times \frac{0.5}{100} = 400\text{円} \\ & 3,961,000\text{円} \times \frac{0.7}{100} = 27,727\text{円} \rightarrow 27,700\text{円} \quad \text{所得割計} \quad 28,300\text{円} \\ \text{付加価値割} & 20,445,000\text{円} \times \frac{1.2}{100} = 245,340\text{円} \rightarrow 245,300\text{円} \\ \text{資本割} & 6,280,000\text{円} \times \frac{0.5}{100} = 31,400\text{円} \\ & \text{合計} \quad 305,000\text{円} \end{aligned}$$

○各県に納付すべき事業税額

L 県	4,271,400円 1
M 県	10,678,800円 1
N 県	305,000円 1

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第三問〕

(問1) 生命保険業を行う法人に係る税額算定問題であるが、①課税標準を算定するうえで収入保険料に乗ずる割合や②分割基準について注意を要する問題であった。

(問2) 主たる事業が製造業である法人の外形標準課税方式による税額算定問題であり、こちらの問題も①各課税標準の算定と②分割基準について正確な処理が求められる問題であった。

今回の出題内容は全国の受験生にとって(問2)は想定内の出題であったと考えられるが、(問1)は想定外であった受講生も多いと思われる。

しかしながら、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、TAC受講生のなかには(問1)及び(問2)を通じて、着実に得点を重ねられた受講生もいたのではないだろうか。

但し、(問1)及び(問2)を通じて解答内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の処理、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは(問1)が12点前後、(問2)が21点から24点と考えられる。

▶解答への道◀

問1

1 課税標準額の算定

収入金額課税される生命保険業については、「収入保険料×一定の割合」によって、その課税標準が算定される。

したがって、生命保険の種類毎に異なる「乗ずるべき一定の割合」を確実におさえているかがポイントとなるであろう。

2 分割基準

(1) 生命保険業の分割基準は、「課税標準額の総額について、その2分の1は事務所又は事業所の数により、その2分の1については従業者の数によりあん分」する。

(2) 出向者については、実際に勤務する場所にてカウントするため、X社ではなくY社でカウントすることになる。したがって、b支店及びd支店にそれぞれ含まれる出向者はX社の分割基準の計算上含めずに処理をする。

3 税率

(1) 収入金額課税方式が採られる電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人に対する標準税率は、収入金額の100分の0.9となっている。

(2) 収入金額課税方式における制限税率は、標準税率の1.2とされる。

問2

1. 課税標準

(1) 各事業年度の所得

① 支払を受けた利子等に対する所得税及び復興特別所得税額

「支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額350千円のうち、190千円を法人税額から控除している」と資料中にあることから、差額の160千円を事業税上加算調整する。

② 軽減税率適用法人の判定

事業年度末日現在の資本金が1千万円以上であるが、事業年度末日現在所在する事務所又は事業所はL県及びM県の2県であることからY社はいわゆる軽減税率適用法人に該当する。

(2) 付加価値額

① 純支払利子や純支払賃借料の算定では、言葉の言い回しに注意して欲しい。

例：「工作機械の賃借料」(土地や建物の賃借ではない)

② 法人税額の計算において損金不算入とされた役員給与は報酬給与額に含めない。

③ 派遣契約料の75%相当額はY社の報酬給与額に加算する。

<TAC>税19 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

(3) 資本金等の額

Y社の事業年度終了の日における資本金等の額(一定の無償増資の金額を加算し、一定の無償減資の金額を減算した金額)と事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の合算額を比較し大きい金額を課税標準とする。

2. 分割課税標準額の算定

(1) 分割基準を異にする事業(製造業と卸売業)を併せ行う場合の処理に注意する。分割基準を異にする事業を併せて行っている場合は、地方税法第72条の48第8項により「主たる事業の分割基準」により処理をすることになる。

したがって、売上金額の多寡から製造業が主たる事業となるため、製造業の分割基準である「事務所又は事業所の従業者の数」により各道府県に課税標準の総額をあん分する。

(2) Z社からの派遣社員10名については、取扱通知第三章九の一(2)では「実際に勤務すべき事務所等」でカウントする旨の内容となっている。したがって当該派遣社員はY社の従業者としてカウントする。

3. 事業税額の算定

L県、M県及びN県の税率はいずれも標準税率であることに注意し計算をすること。

●おわりに

〔第一問〕が合計で20点~26点、〔第二問〕が12点~18点、〔第三問〕が合計で33点~38点、合計68点がボーダーラインであり、78点以上が合格有望と考えられる。